

請 願 文 書 表

受付番号	第9号
件 名	身体障害者優先駐車場に関する請願書 「三田市ゆずりあい駐車場条例」
受付年月日	令和2年2月14日
請 願 者	三田市 三田市身体障害者福祉協議会 会長 八十川 一三 三田市身体障害者福祉協議会 顧問 大月 勝
要 旨	<p><請願の要旨></p> <p>2002年内閣府は障害者基本法第9条に「障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加することを促進するよう努めなければならない」としています。</p> <p>国土交通省は障害者用駐車場を設置し、身体障害者に限り優先的に使用する制度を2006年採用しました。2018年現在では全国35府県に広がりました。</p> <p>兵庫県においても身体障害者や歩行困難な高齢者、妊娠中の方などゆずり合いの精神から「兵庫ゆずりあい駐車場利用証」を発行し、それを掲示することにより健常者が駐車しないよう啓発する指導をしています。</p> <p>身体障害者にとって移動手段として自家用自動車の利用は必要不可欠です。</p> <p>しかしながら身体障害者用駐車場を示す車いすマークの意味が理解されず、(空いているから良いのではないか) 健常者が駐車するマナー違反が後を絶ちません。</p> <p>2015年千葉県一般法人「障害者社会参画支援機構」の調査によれば、障害者優先のパーキングエリアには駐車8割が健常者であったと報告されています。三田市でも同様な傾向が見られます。</p> <p>佐賀県では2019年9月1日より全国で初めての佐賀パーキングパーミット(身体障害者用駐車場利用証)を交付し、障害者優先駐車場を使用できる自動車を明確にしています。</p> <p>三田市におかれましても、健常者も障害者も共に生きる社会実現のため「三田市ゆずり合い駐車場条例」を制定することを請願申し上げます。</p> <p><請願事項></p> <p>「三田市ゆずり合い駐車場条例」を制定すること</p>
紹介議員	厚地弘行・國永紀子
付託委員会	福祉教育常任委員会